

企画趣旨

神吉知郁子

労働組合法は、憲法の保障する労働三権が現実の労働関係の中で守られるよう、使用者が行ってはならない行為を不当労働行為として7条各号に具体化し、その簡易迅速な救済機関として、また、集団的労使紛争の公的調整機関として、労働委員会を創設した。より正確に言えば、1945年に初めて労働委員会制度を設けた旧労組法は、日本国憲法より前に制定され、GHQは日本の民主化を担う最も重要な役割の一つを労働組合が担うことを想定していた。旧労組法は不当労働行為に対する科罰主義をとっていたが、1949年制定の現行労組法は原状回復主義へと舵を切るとともに、資格審査制度を創設した。

労働委員会は、中央労働委員会と都道府県労働委員会との二層制をとり、いずれも合議制かつ公労使三者構成で専門性を有する、権限行使に大臣や知事の指揮監督を受けない独立した行政機関として、労働争議の調整および不当労働行為の審査のほか、2001年の個別労働紛争解決促進法制定以降、個別労働紛争のあっせんを行なっている。労働委員会は、戦後に教育、人事、公安、収用、監査、労働の各分野でアメリカに倣って導入された行政委員会の中で、最も実質的に機能している委員会といわれてきた。

近年の労働争議の激減を背景に、労働争議の調整が求められる機会は減り、労使間での自主的解決を支援する立場よりも、労働委員会が望ましい紛争解決の方向へ導く役割が重要さを増している。不当労働行為の申立て内容も変化し、実質的個別紛争が増えているが、個別紛争に関しては労働委員会以外に都道府県労働局による助言・指導、あっせんや労働審判制度も活用されているほ

か、日本の不当労働行為救済制度が労働委員会による行政手続のほかに裁判所も管轄を有する裁判手続併用主義をとっていることで、民事訴訟との関係にも留意を要する。

そこで本特集では、組織率や争議件数が低下し続ける現状で、集団的労使関係を守る労働委員会の役割として何が期待され、何が課題であるかについて、その特殊な性格と特別の位置付けを際立たせる二項対立的なキーワードを軸に描き出すことを目指した。なお、労働委員会の公益委員等の経験を有する著者の論考については、その知見を活かしつつ、当該組織の見解とは独立した研究者の立場からのものと理解されたい。

まず、笠井論文は、民事訴訟と対比した労働委員会による不当労働行為の救済の特色を考察する。労働委員会は、民事訴訟と類似した機能と手続構造をもつ準司法機関である一方、法律によって積極的に公益を図り、後見的な役割を果たすよう義務付けられる行政機関として、裁量権が広く認められうる。もっとも、将来に向けて安定的な労使関係を維持・形成するために個々の事案に応じた適切な救済命令を発する裁量があるとされるが、その限界は必ずしも明らかではないという問題が指摘される。さらに、処分権主義の拘束力の弱さ、弁論主義は妥当せず職権探知主義が適用されること、直接主義の要請が働かない等の特色が挙げられ、それは労働委員会が専門性の高い合議制の行政機関であるゆえのものとみることができる。

次に、あっせん等を通じた調整的機能と、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査などの判定機能を併せもつ労働委員会固有の役割を掘り下げ